



おくのえいこ 県政報告

明日に向かって
えいこちゃん！

Vol.27

令和2年2月発行

発行：自由民主党
富山県議会議員会

ごあいさつ

向春の候、皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

令和となって初めて迎えた新年は、まったく雪のない穏やかな幕開けとなりました。今年一年がこの幕開けのように、穏やかで平和な年となることを願います。

さて一方、あまりに暖かい初春に一抹の不安も覚えています。今年は二〇年ぶりの冬季国体が予定されていますし、このような天候では田畑の虫も悠々と越冬する上、夏場の水不足も心配です。雪のない楽しさにかまけていましたが、そろそろ雪乞いが必要かと思いを巡らせています。

そして本年は、いよいよ東京2020オリンピック・パラリンピックが開催されます。2013年に招致が決定してから早七年、現在は各種目、代表選考の真つ最中ですが、選手並びに関係の皆さんは、この東京2020に照準を合わせて邁進されたものと思います。地元の村上英士朗選手（ウエイトリフティング109キロ超級）をはじめ、県内ゆかりの選手の皆さんの活躍を楽しみにしています。

さて本年は、私も議員生活十年目の節目を迎えます。オリパラアスリートに刺激をもらい、一層の精進を誓います。

富山県議会議員

奥野 侑子

予算特別委員会 令和元年9月26日（一部抜粋）

社会的養護が必要な子どもたちへの支援について

Q. 6月議会で知事に児童相談所の視察を求めたが、視察した感想はどうか。

A. 知事

7月に児童相談所を訪れた。施設については、建築後相当年数が経っているが、必要なところについては順次修繕が実施されており、工夫がされていると感じた。一方で、近年の職員増により業務スペースが狭くなっていることや、一時保護所にも居室のあり方などについての課題があることも確認した。本県で痛ましい事件が生じないよう、児童虐待防止対策の充実・強化へ向けて、思いを新たにしたいところである。早急に取り組むべき施策については8月に設置した検討委員会での意見も踏まえて、早速9月補正予算案に所要額を計上した。

Q. 県内の一時保護の現状をどのように受けとめているのか、所見を聞こう。

PICK UP

県内児童相談所における平成30年度の一時保護件数は111件。また、一人当たりの保護日数は26.9日。一時保護延日数は2982日。本県でも3日にひとり程度は保護されている計算になり、親元から保護される子どもの数は決して少なくない。一時保護中は、基本的に外部との行き来ができないため（職員が引率しての外出の場合もある）、学校に通うこともできない。さらに保護期間が長い子の中には、半年以上も一時保護施設で生活する子もいる。

A. 知事

一時保護については、代替養育の場という性格もあるため、できる限り家庭的な環境で、個性が尊重されるべきものと考えている。現在の一時保護については、子どもが安心できるケアの確保や、事案によっては一時保護延べ日数が長期化するといった支援に関する課題、居室等の施設の課題などがあると考えているが、こうした一時保護のあり方を含め、児童相談所の体制・機能の充実・強化については、検討委員会で検討するとともに、議会での意見も踏まえ、本県の実情を踏まえた更なる体制・機能の充実・強化について検討したい。

Q. 児童相談所の建替え等施設整備について、専門の検討委員会を立ち上げ、十分な時間と予算を割いて、建替えを前提に議論すべきと考えるがどうか。

PICK UP

国の法改正を踏まえ、2022年から本県でも児童相談所の職員の増員が必要となるが、現状の施設は狭隘で、職員のスペース確保すら難しい。また、他の自治体では、子ども関係全般をワンストップで扱う施設等の事例もある。県全体を俯瞰して機能や建物を再編統合し、子どもの利益を最優先する施設にするためには、当然、建替えが必要である。

A. 知事

児童相談所については、人員体制の強化や、関係機関との連携強化、一時保護のあり方を含めた施設の課題に加え、中核市における児童相談所設置を国が支援するとしている中での、富山市における児童相談所設置の動向等、様々な課題がある。今後、検討委員会に部会を設け、必要な場合には増改築の問題などを含め体制・機能の更なる充実・強化について鋭意検討したい。

Q. 児童相談所に併設の一時保護所は子どもたちの生活の場であり、日用品や消耗品、着替えはもとより、本やゲーム等、おおよそ一般家庭にあると思われるものは揃えてあるが、それらの古さが目立つ。児童相談所の備品や被服等の更新状況はどうか。

A. 厚生部長

一時保護中に必要な日用品、着替え等については、保護者等に準備してもらおうこととしているが、緊急的な一時保護の場合や、保護者が準備しない場合などに限り、支給又は貸与する取扱いとしている。

余暇活動用として、蔵書がある程度準備しているほか、子どもの希望も聞きながら定期的に図書館で借りている。その他の備品は破損や古くなったものは廃棄して更新している。

子どもが安心した生活を送るためには、こうした備品とともに、一時保護所職員によるケアの質も重要であり、一時保護所には他の県立福祉施設等で子どもの生活指導の経験が豊富な職員を配置し、子どもの安心感の醸成に努めている。



Q. 一時保護児童について、子ども一人ひとりに専用の持ち物を準備したり、入浴の機会を増やしたりと、家庭的な環境を作るよう配慮すべきと考えるが、自己肯定感の醸成にどう取り組むのか。

PICKUP

着の身着のままで保護される子どももいる中、下着以外の衣類は使い回しである。また、入浴が2日に1回とされている。
また、虐待を受けた子どもや非行等問題行動がある子ども等、要保護児童は、自己肯定感が低いことが指摘されている。

A. 厚生部長

児童相談所では、保護された子どもが落ち着いて生活できるよう、施設、設備、日常生活の過ごし方や活動内容を工夫して対応している。
社会的養護を必要とする子ども達は自己肯定感や主体性を失っていることが多いため、安心感のある場所で大切にされる体験を提供し、自己肯定感を育んでひとりの人間として生きていく基本的な力を育む養育を行うこと等を通じ、将来の自立生活能力を高めていく必要がある。
一時保護された子どもについても、自己肯定感の醸成に十分留意し、引き続き自立に向けた支援にしっかりと取り組んでいきたい。

Q. 一時保護解除後の対応別の件数やフォローアップ支援について問う。

一時保護された子どもの多くはその後帰宅しているが、中には施設入所が相応しいと判断した場合でも帰宅させざるを得ず、繰り返し保護している事例もある。他県では一時保護解除後に悲惨な事件が起きている事例もあり、一時保護解除後もフォローが必要。

A. 厚生部長

平成30年度中に一時保護を解除した件数は115件であり、解除後の対応の内訳は、児童福祉施設入所24件、里親委託7件、帰宅70件、その他14件。
一時保護解除後、継続した在宅支援が必要な事案に対しては、保護者支援プログラムや精神科医によるカウンセリングを実施する等、個々の事案の状況に応じた親子支援のためのフォローを行っている。
平成31年1月の千葉県野田市での事案では、一時保護解除の判断が不適切だったと指摘されていることから、一時保護の解除については適切に判断していきたい。

Q. 児童虐待の連鎖を起さないための支援が必要であると考えますが、どのように取り組むのか問う。

虐待だけでなく、非行等問題行動がある子どもの心理的ケアが必要であり、6月議会でも設置を求めた児童心理治療施設は、虐待の連鎖を断ち切るためにも大変重要だと考える。

A. 厚生部長

児童虐待は、保護者自身が虐待を受けて育ち、適切なサポートを受けていないことが発生要因となり、世代を超えて連鎖する場合がある。
このため、児童相談所では、通告があった子どもや保護者について、児童心理司が子ども、保護者、関係者等に心理療法、カウンセリング、助言指導等を行い、必要な場合は、精神科医によるカウンセリングを実施している。
なお、児童心理治療施設については、課題もあることから、児童精神科医等の専門家をメンバーとする専門部会を児童虐待防止対策・社会的養育推進計画検討委員会の下に設置し、意見を伺いたいと考えている。

Q. 児童虐待防止対策や社会的養護が必要な子どもたちへの支援施策は、県政の課題の中でも最も優先すべき事項と考えるがどうか。

県政の課題は多数あるが、子どもの命を救う施策は早急に取り組むべき重要施策に位置付けられると考える。

A. 知事

児童虐待防止対策については、24時間365日相談できる体制確保や人員の拡充による児童相談所の体制強化、児童相談の一義的窓口である市町村や医療機関、学校、保育所、民生児童委員、警察等の関係機関との連携強化により、児童虐待対応の体制整備にそれなりに頑張ってきた。

また、社会的養育についても、里親委託の推進や児童養護施設などの養育環境の向上に取り組んだ結果、里親委託率が伸びてきているなど、着実に成果が出てきている。

子どもの健やかな成長は私や県職員の願いである。児童虐待対策や社会的養育の充実等は、安全・安心・人づくり、医療・福祉の充実に関わる重要施策の一つとしてしっかりと取り組んでいきたい。



高岡児相を移転新築

虐待対策検討委が提言

赤祖父の県有地が候補



（左）石井知事（右）に高岡児童相談所の建て替えを求める金岡座長（中央）と宮田副座長＝県庁
③移転新築が決まった高岡児童相談所＝高岡市本丸町



この日は児童虐待対策検討委員会が開かれ、高岡児相の移転先として、赤祖父の県有地が候補とされた。

県は、老朽化や狭さが問題となっていた高岡児童相談所（高岡市本丸町）を移転新築する。石井隆一知事が30日、児童虐待対策の検討委員会から提言を受けて表明した。2020年度予算案に基本設計費を計上する方針。関係者によると、移転先は同市赤祖父の県有地が候補になっている。

1979年に建てられた高岡児相は、古いだけでなく、相談の増加を受け職員を増やしているため、事務や駐車場が手狭な状況にある。保護した子どもが滞在する「一時保護所」のスペースが個室ではなく、男女別に分かれていないことも県議などから問題視された。

虐待防止対策の主な提言

- 母子保健・子育て支援の施策充実
- 子育て世代包括支援センターの設置促進
- 共通ダイヤル「189」など相談・通報窓口の周知
- 学校など関係機関への啓発
- 児童相談所職員の専門性向上
- 児相と市町村の役割分担の検討
- 配偶者暴力相談支援センターとの連携推進
- 警察との連携推進
- 児童精神科医の育成・確保

討議委員長の金岡正巳県議は、省庁長と副知事の宮田伸朗富山短大学長が県庁を訪れ、知事に提言書を手交した。高岡児相について「非常に狭い。早急に対応して欲しい」と求めた。

知事は「いろいろ工夫して、現在建て替えの対応は困難だ。スピード感を持って対応したい」と述べ、職員の増員が一段落する2022年度予算で移転新築する考えを示した。

一方、同時期完成の富山児相（富山市東石金町）については、富山県中核市の児相設置を指していることなどから、富山市の意向を注視しつつ、当面は小規模な増築で対応するとして、同日市・現時点で知言に児相を設ける考えはない（こども政策部）と答えた。

北日本新聞 令和2年1月31日(金)

て、県が設置、運営するのが前提の施設となり、国も公立設置の意義から、国庫補助率1/3としています。

一方、アリーナは娯楽施設の位置付けとなり、建設に対する国庫補助はありません。スポーツ庁が推し進める全国のアリーナ構想は、民間の資金を活用して建設することを前提としています。

つまり、武道館は、県が責任を持つて建て直すのですが、アリーナについては、県が目指す施策の中で、民間事業者にどのような支援が可能なのかを整理することが、検討委員会の目的でなければいけません。それが、いつの間にか事業主体が県になり、採算の金額だけが独り歩きし、全く見当違いのゴールに突き進むようになっています。

私は、アリーナについては、国の示す民間資本を活用したスキームを前提に、県としての条件を整理し、民間企業へ営業すべき継続事項と思っています。

これが議会であれば、県民の皆さんの意見も参考に、様々な角度から当局と議論を深めていくことができますが、審議会等で政策や施策を取りまとめるようになると、議論の主戦場が議会の外になり、県議の立場からは軌道修正すら困難になってしまいます。審議会等の委員はその後の県政に何ら責任を負う立場ではありません。そのような意見ばかりがまかり通る現状を危惧しています。

今回は武道館とアリーナの話。

さて、本県では数年前からアリーナ建設の話が持ち上がっています。皆さんもどこかで目耳にしていたかと思いますが。

県では、昨年からアリーナ建設を含む多目的施設整備の検討委員会を立ち上げ、議論をしてきました。最終的には、アリーナは採算が取れないと判断し、老朽化が激しい県立武道館の規模を拡大して建て直す、という方向で議論は収束しました。

しかし、私はこの議論には納得していません。

まず、築50年の県立武道館を立て直すことには基本的に賛成です。しかし、武道館とアリーナは用途も目的も全く別ものです。検討委員会で議論されるものではないかというのが、私の主張です。

武道館は県立スポーツ（教育）施設として、国庫補助率1/3としています。

11月議会一般質問の詳しい様子は、富山県議会のホームページでご覧いただけます。
<http://www.pref.toyama.jp/sections/0100/>

2月議会では、3月13日(金) 10:00～
予算特別委員会にて質問いたします。
ケーブルテレビ、インターネットで視聴いただけます。

ホームページ <http://www.okunoeiko.jp/> ぜひご覧ください。

Facebook 友達リクエストの際にはメッセージを一緒に送って頂くようお願いいたします。

Twitter 本人アカウント 奥野詠子(@Eiko_Okuno) 後援会アカウント 奥野詠子県議 後援会 詠桜会(@eiokai)

連絡先

富山県議会自民党控室

議員事務所

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7
TEL 076(431)5244 FAX 076(441)8421

〒939-8073 富山市大町2-8-2
TEL 076(420)3530 FAX 076(420)3536

E-mail: okuno.eiko@lime.plala.or.jp